

事 務 連 絡

平成 28 年 3 月 24 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

都道府県国民健康保険運営協議会の設置に関する Q & A の送付について

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）による改正後の国民健康保険法第 11 条の規定により、都道府県に新たに国保事業の運営に関する重要事項について審議する場である国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置することとされ、協議会の設置に関する内容については、「国民健康保険運営協議会について」（平成 28 年 1 月 26 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）及び「都道府県における国民健康保険運営協議会条例参考例について」（平成 28 年 3 月 24 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）にてお示ししているところです。

今般、Q & A を別添のとおりまとめましたので、内容について御了知いただき、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。